



千葉市の 避難所運営委員会 活動事例集

千葉市防災対策課

はじめに

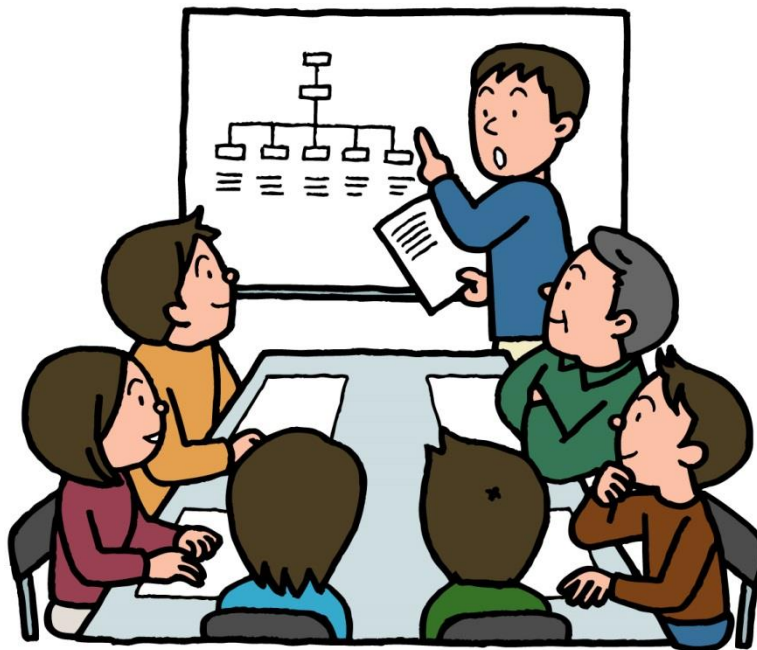
千葉市では、災害に備え、避難所運営委員会の皆様には様々な防災活動に取り組んでいただいています。

しかし、「何をすればいいかわからない」「さらに活動を活性化したいが、何か良いアイデアはないか」等、行き詰まることも多いと思います。

そんなときに、少しでも皆様のヒントになるように、地域の活動事例をご紹介しますので、ぜひご活用ください。

なお、ここで紹介する事例は、千葉市で行われている避難所運営委員会の活動のほんの一部です。

今後も先進的な事例を随時追加し、千葉市ホームページ等で公開していきます。



目 次

避難所の運営体制を整えよう

【事例1】M-BOX（マニュアルボックス）の作成……………	1
【事例2】地区全体での防災体制作り……………	2
【事例3】地元企業との連携……………	4
【事例4】福祉施設との相互支援協定……………	5

様々な訓練をやってみよう

【事例5】中学生と防災教育訓練……………	9
【事例6】避難所宿泊体験……………	10

事例 1

M-BOX（マニュアルボックス）の作成

団体名称 黒砂地域防災会議

（黒砂公民館・緑町小・緑町中避難所運営委員会）

内 容

黒砂地域防災会議が避難所運営委員会として活動する緑町小学校、緑町中学校、黒砂公民館には、備蓄品などと一緒に「M-BOX」という箱が保管されています。

「初動受付」「ペット」「救護」など、役割別に箱を分けてあり、箱の中には、避難所開設・運営に向けて事前に準備した必要な資材（写真、掲示物、近隣地図、各種マニュアル、その他諸々）が入っており、避難所業務に詳しくなくても、避難所業務に協力できるような備えとなっています。



BOXの役割を明示して、誰が見ても何をしたら良いか分かるようになっています。



地域ではこんな意見が出ました

- ・役員がつぎつぎ代わる地域活動で、防災活動や災害時行動の引継ぎがしやすくなります。
- ・災害時の混乱した精神状態の中で、判断や考え方の指針となる力強いアイテムになると思う。
- ・日常の地域活動には参加できなくても、このボックスがあれば災害時の担い手になりやすい。

ポイント

- 最初が必要以上に考えずに、まずは班ごと、役割ごとなどでBOXを作ってみましょう。
BOXができれば訓練を行って、「足りないものはないか」「これは要らないのではないか」などの意見を出し合いましょう。

事例2

地区全体での防災体制作り

名称 幕張ベイタウン自治会連合会防災委員会

内 容

幕張ベイタウン（打瀬地区）では、大規模災害に備え、ベイタウンの街全体が連絡・協力し合う体制作りを進めています。

平常時から、5つの避難所運営委員会で合同会議などを開催しながら、下記のような取り組みを行っています。

①ベイタウン防災組織の整理

地区内の避難所のうち、ベイタウン・コア（打瀬公民館）を災害対策組織の本部とし、地区内の全体調整や支援、情報共有の促進などを行うように体制を整理しています。

②連絡用トランシーバーの整備

各避難所とマンションごとにトランシーバーを備え、災害時に通信断絶してしまっても連絡ができるようにしています。

地域ではこんな意見が出ました

- ・ベイタウン内も、街区によって防災に対する温度差があったが、一体となって取り組むことによって、あまり関心がなかった街区もやる気になった。
- ・あまり訓練等を行っていなかった賃貸住宅の街区も、防災活動に巻き込めた。
- ・ベイタウン内の防災施設（井戸など）の在り処を把握することができた。
- ・各街区のコミュニケーションツールになった。（和の広がりを実感）
- ・ベイタウンは引越しが多く、住民の出入りが多いので、新しく入ってきた人に教えてあげるなど、地域によるフォローが大事だと気づいた。

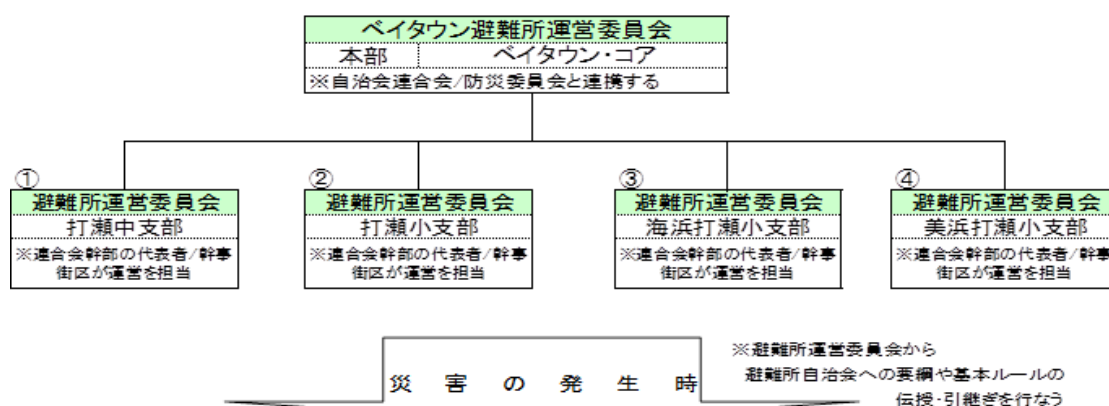
ポイント

- 地区全体で防災体制を構築することにより、高いレベルでの共助（助け合い）が期待できます。
- 特に災害発生初期は、トランシーバーは非常に便利な通信手段になるでしょう。

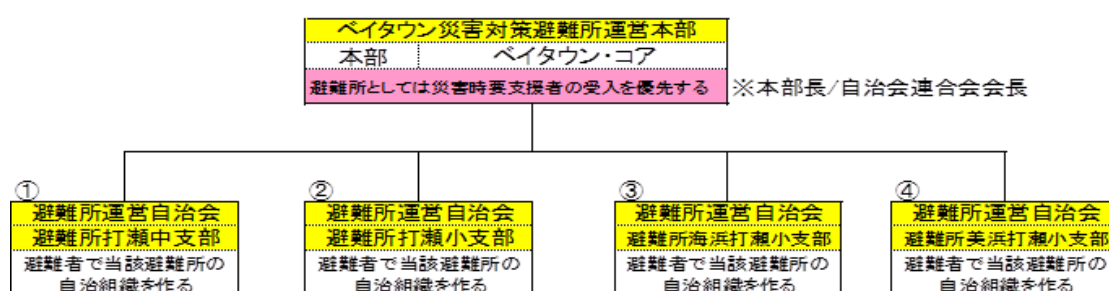
※ 幕張ベイタウン自治会連合会防災委員会の活動については、
「<http://baytown.chiba.jp/disaster/>」で詳細を確認できます。

参考

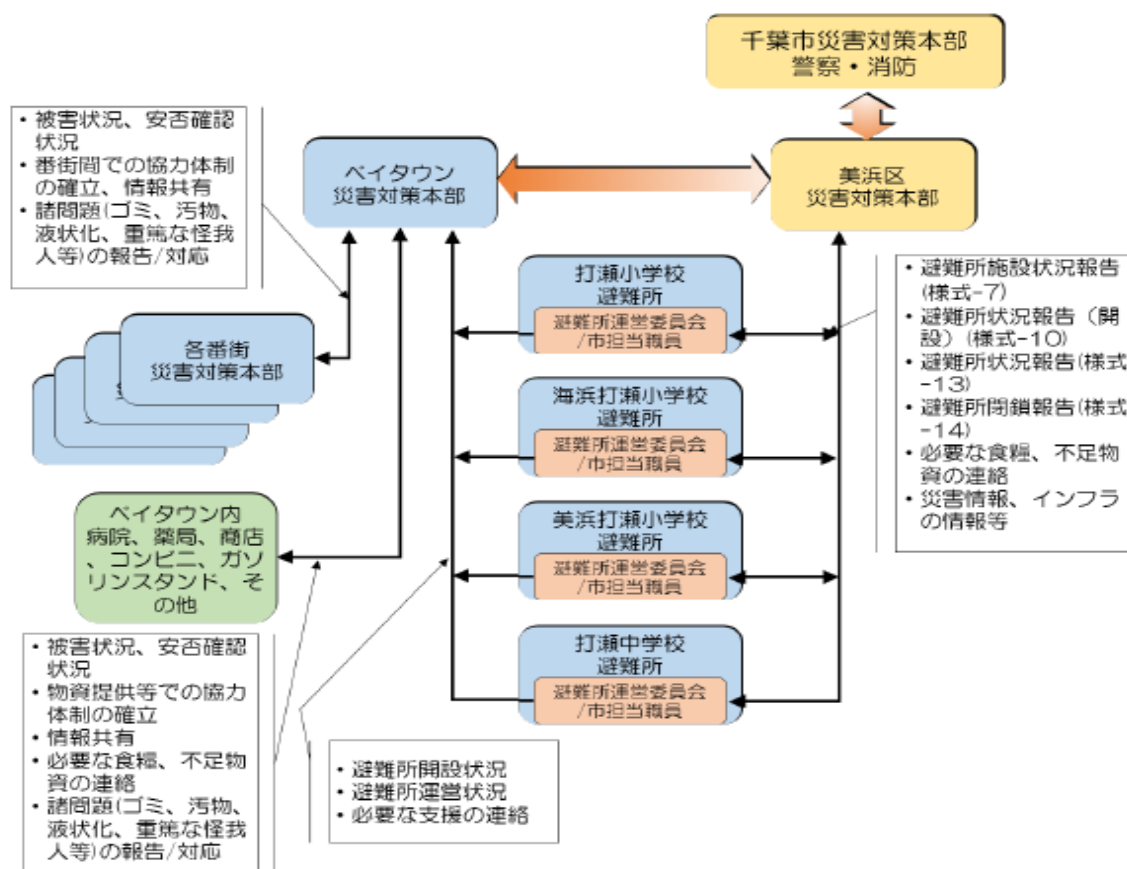
【平常時の避難所運営委員会の体制】



【災害時の避難所運営自治会の体制】



避難所と各災害対策本部との連絡体制



事例3

地元企業との連携

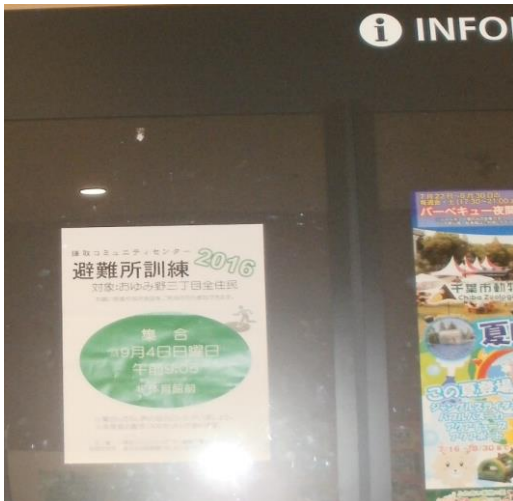
団体名称 鎌取コミュニティセンター避難所運営委員会

内 容

避難所周辺企業（の役員等）が、避難所運営委員の一員として活動に参加しています。

- ・防災イベント等のチラシを店頭で飾ってもらえます。
- ・訓練等に使用する物資も企業の好意でもらえるかもしれません。
- ・避難所運営体制等の情報を、平常時から企業も含めて共有できます。
- ・日頃から顔を合わせることで、災害発生により混乱している時にもスムーズに地元企業と接触することができます。

【ショッピングセンターや賃貸住宅管理会社の掲示板】



地域ではこんな意見が出ました

- ・地元企業が防災訓練の中核となり、地域住民への啓蒙と訓練参加への呼び水となりました。
- ・町内自治会結成率がほぼ皆無という地域の特性があるために、避難所運営委員会を設立することがなかなかできなかったが、地元企業が参加してくれたことで設立することができました。

ポイント

- 地元企業に参加をお願いする際には、企業側にもメリットがあることを伝え、企業も協力しやすくなります。
（例）地域の防災活動を知っておくことで、店舗に来るお客様をスムーズかつ安全に誘導しやすくなる。など

事例 4

高齢者施設との相互支援協定

団体名称 黒砂地域防災会議

(黒砂公民館・緑町小・緑町中避難所運営委員会)

内 容

避難所と近隣の高齢者施設が、災害発生初期の混乱期においてお互いに必要な支援を行えるように、事前に協定を締結しました。

<主な相互支援の内容>

- ・ 避難生活が困難な要配慮者を、高齢者施設において可能な範囲で受け入れる。
また、高齢者施設が損壊等により危険な状況である場合には、施設利用者及び職員を避難所で受け入れる。
- ・ 高齢者施設職員は、避難所において要配慮者の介護等を行う。
- ・ 避難所運営委員会が区災害対策本部から支援を受けた情報及び物資を、高齢者施設に提供する。
- ・ 平常時の連携として、避難所運営委員会総会時に、情報連絡体制をお互いに確認する。

※ 詳細は、次ページの協定書をご覧ください。

地域ではこんな意見が出ました

- ・ 高齢者施設がこんなにも地域に対して協力的・開放的であることを嬉しく受け止めた。
- ・ ギブアンドテイクというより 共助の気持ちが生まれていると思います。
- ・ 災害時施設で起こるであろうことに対する危惧、またこんな支援があったらと踏み込んで話されたことに対し、負担なくできる対応は積極的に行おうと思った。

ポイント

- 災害発生後にスムーズに相互支援が行えるように、平常時になるべく細かいことまで検討し、協定書などに記載しておきましょう。

災害時における相互支援のための協定書

黒砂地域防災会議《避難所運営委員会》（以下「甲」という。）と、
_____（以下「乙」という。）は、災害時（災害発生
の初期混乱期において、地域住民が避難所を運営せざるを得ないような大災害）に相互支援を円滑に実施するため、次のとおり協定書をここに交わし、互いに可能な範囲で支援を行う。

（目的）

‘互いに助け合って生き延びること‘のために平常時に協力体制をつくり、また可能な範囲で災害時の相互支援をする。

（支援内容）

1) 《安否確認・情報交換》

- ① 甲は、災害発生 of 初期より、地域住民の安否確認と同様に担当避難所より乙の安否の確認を行い、相互に連絡を取り合う。
- ② 乙は、自らの被災状況を当該避難所に伝え、相互支援のための情報交換に努める。
- ③ 甲において、乙の被災状況情報は、避難所避難者情報、在宅被災者情報と同様に区災害本部に連絡する。

2) 《受け入れ》

- ① 甲は、災害発生により、乙の利用者および職員が、乙の施設に留まること
が危険な場合、乙の介護する利用者および乙の職員を甲が開設した避難所
に可能であれば受け入れるものとする。
- ② 乙は、災害発生直後、甲が開設した避難所では避難生活が極めて困難な要
配慮者を乙の施設に可能な範囲で受け入れるものとする。
- ③ ①②項ともに 受け入れが可能かどうか・人数・介護者を伴うかどうか・
その他の事項については、両者で協議を行い決定する。
- ④ 受け入れにおいて、当該要配慮者の情報（住所、氏名、心身の状況、連絡
先等）は、記載した書面をもって依頼要請する。ただし、緊急を要する場
合は、この限りではない。

3) 《要配慮者の移送》

- ① 甲が受け入れる乙の利用者の避難行動が、困難なとき、甲に支援の依頼を
することができる。甲は、可能な範囲で避難所内協力者を募り支援する。

②乙が受け入れる甲の要配慮者の乙への移送は、当該要配慮者の親族、近隣居住者等の支援者が、甲の協力を得て実施する。

4) 《要配慮者への介護》

①乙は、甲の施設において、当該要配慮者の介護および介助を行う。また可能であれば、親族への引渡しを勧める等 施設における災害時対応手引きに従い対応する。甲は、可能な範囲において協力支援する。

②乙施設に受け入れた要配慮者の介護および介助は、乙の要請に従い対応・協力をする。

5) 《情報提供・物資支援》

① 乙は在宅避難と同様であり、甲は、1) での乙の被災状況及び必要物資の依頼要請を区災害本部に連絡する。

② 甲は、乙に対し、甲の運営する避難所が、区災害対策本部等から支援を受けた情報および物資の提供をする。連絡・移送等その方法は、両者の協議で対応する。

6) 《受け入れの期間》

①乙の要配慮者の受け入れ期間は、災害発生の日から7日以内を原則とする。ただし甲の要請により延長の必要があると認められるときは、両者協議のうえ 受け入れ期間の延長を行うことができるものとする。

② 甲避難所における要配慮者等の滞在期間については、一般避難者と同様とする。

7) 《平時における連携》

①甲および乙は、災害時の要配慮者の受け入れ要請および受理等の必要事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、毎年避難所運営委員会総会時に情報連絡体制を互いに確認する。

②連絡先に変更が生じた場合は、速やかに改正を相手先に提出するものとする。

③甲は、総会資料に相互支援申し合わせ施設一覧に掲載する。

8) 《協定の有効期限》

協定の有効期限は、乙が終了の通知をしない限り、有効であるものとする。

9) 《協議》

①甲と乙との平常時の地域内調整は、年1回程度行う。

②この書の解釈等疑義、また協議されていない事項については、両者で協議のうえ定める。

10) 《協定》

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

協定締結日 平成28年 月 日

甲 稲毛区

黒砂地域防災会議 印

乙 稲毛区

施設長 印

事例5

中学生と防災教育訓練

団体名称 黒砂地域防災会議

(黒砂公民館・緑町小・緑町中避難所運営委員会)

内 容

緑町中学校において、中学生とともに防災訓練を実施しました。

①避難所開設、運営訓練

- ・避難所開設までの流れの説明。
- ・一般避難者にも協力してもらい、運営本部の役割体験。

②安否確認調査と町内被災調査体験

- ・「無事です」タオルによる初期安否確認、声掛け。
- ・トランシーバーによる連絡訓練。
- ・地域内の被災状況調査。



地域ではこんな意見が出ました

- ・若い力が心強い！地域みんなでの気持ちを新たにしました。
- ・災害時には満足な生活ができないことを知りました。
- ・災害があっても頑張って復興させたいと思いました。
- ・真剣に防災を考えようと思いました。
- ・これまで地域の人にあまり挨拶ができなかったが、これからはしようと思いました。

ポイント

- 中学生に助け合いの意識を高めてもらいながら、避難生活の実態を知ってもらうことが大切です。
- トランシーバーによる連絡訓練を行うことで、電話が使用できない状況の連絡方法を体験できます。

事例6

避難所宿泊体験

団体名称 小谷小学校避難所運営委員会

内 容

避難所（体育館）に宿泊し、以下の内容を行いました。

避難所での生活がどのようなものなのか、どのような備えが必要なのか、どのような行動をとるべきなのかを、楽しく学んでもらえます。

<スケジュール概要>

18:30 避難所開設・受付

19:30 防災訓練イベント（三角巾による応急救護訓練、ダンボール間仕切り作成等）、消防署員による防災講演

22:00 消灯

6:00 起床

7:00 防災備蓄庫見学

7:15 非常食試食

7:45 避難所閉鎖・解散

【受付の様子】



【ダンボール間仕切り作成の様子】



地域ではこんな意見が出ました

- ・実際に避難所生活を体験できたことにより、準備しておかなければいけない物が分かりました。
- ・避難所生活がどれだけ大変なことかよく分かりました。自宅が大丈夫なら、自宅で過ごす方がいいと思いました。
- ・段ボールは工夫しだいで色々なことに使えると思いました。

ポイント

- 学校との日程調整、地域住民や学校生徒への周知を早めに行いましょう。
- イベントを交えるなど、防災に関心が低い方も興味を持てるような内容にしましょう。（例）防災グッズ作成、毛布担架リレーなど

※ 小谷小学校避難所運営委員会の活動については、

「<https://koyatsushohinanjyo.jimdo.com/>」で詳細を確認できます。

2016/8/27

こやっしょうがっこうひなんじょうんえいいんかい
小谷小学校避難所運営委員会

1. 参加者は、宿泊体験の間、腕章をつけた運営委員の話をよく聞いてください。（腕章＝腕に巻きつけた目印）
2. 困ったことがあったら、運営委員に相談してください。
3. 受付を済ませた後、次の日の朝の解散宣言までの間に帰るときは、必ず運営委員に話してください。また、避難所入退記録簿に退所年月日を記入して退出してください。
- （解散宣言＝避難所を終わりにして、家に帰りましょうと言うこと）
4. 子どもたちだけで夜間に帰る場合は、ご家族に連絡して、迎えに来ていただくこととします。
5. 入所後は、安全のため、アリーナの周辺以外の場所には行かないでください。
6. 洗面所はアリーナ内とフールサイドのものが使用できます。
7. 安全のため、夜、フールには近づかないでください。
8. 消灯宣言の後は静かにし、周りの人たちに迷惑をかけないようにしましょう。

いじょう
以上